

公募型見積合わせ（オープンカウンター方式）説明書

このオープンカウンター方式説明書は、群馬県警察が国費で発注する物品の調達、役務の提供、その他の契約において実施する公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター」という。）に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項について示すものです。

1 オープンカウンター方式について

オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、随意契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいいます。

案件は、群馬県警察ホームページ〈入札・契約情報〉に掲載します。

2 参加に必要な資格について

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記の他、案件ごとに参加資格を設定している場合には、当該参加資格を有している者であること。

3 見積書の提出について

- (1) 見積書の提出方法は、持参又は郵送とします。それ以外の方法による提出については受理しません。
持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、封筒の表面に「〇〇〇（案件名）オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書してください。
- (2) 見積書には以下の事項を記載してください。
 - ア 見積書作成年月日
 - イ 宛名
 - ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び事務担当者氏名、連絡先
 - エ 案件名（品目名等）
 - オ 見積金額（消費税込）
- (3) 見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込）を記載してください。契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込）となります。
- (4) 「同等品可」等とされた案件において、同等品等により見積もる場合は、見積提出期限の3日前までに別添「同等品申請書」と共に、同等品等に係るカタログ又は仕様書を提出し、承認を得なければなりません。
- (5) 次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。
 - ア 必要な資格を満たさない者が提出したもの
 - イ 見積書の記載事項に不備があるもの

- ウ 同一人が見積もった2通以上の見積書全部
 - エ 不当な価格操作、談合等の背任行為又は連合、協定と認められる場合及び疑いのある場合
 - オ 金額を訂正したもの
 - カ 錯誤により提出されたと認められるもの
 - キ 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
 - ク 作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの
 - ケ 提出期限までに到達しなかったもの
- (6) 提出した見積書の書き換え、撤回はできません。
- (7) 「暴力団排除に関する誓約書」については、当年度既に提出されている場合は結構です。(未提出の場合のみ提出願います。)

4 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示した事業者を契約の相手方とし、提示額を契約金額とします。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格に達した見積書がないときは、再度オープンカウンターを実施するか、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行います。
- (3) 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、「くじ引き」を実施します。
なお、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、契約事務に関係しない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定します。
- (4) 見積書提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければなりません。また、契約書の取交わし等については、通知の際の別途指示します。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期限後、**下記6**までお問合せいただければ、決定事業者及び金額について回答します。

6 見積書の提出及び仕様等に関する問い合わせ先

〒371-8580

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部 警務部会計課調度・契約係

警察本部代表電話：027-243-0110（内線2243）

※ 説明等を受けるため直接来庁される場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に電話連絡をいただいた後に来庁をお願いします。

7 その他

- (1) 見積書作成等に要する費用は参加者の負担とします。
- (2) 調達案件に係る言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約担当官等の都合により、見積の公募途中であっても調達を中止する場合があります。
- (4) 見積書の様式は、「見積書記載例」の内容を満たしていれば、各社の見積書で結構です。